

## 鳥取県告示第 230 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町福原字水無瀬原145、146の1から146の13まで、148の1から148の24まで、字寒水谷311、315、字家ノ山318から323まで、字鉄山平ラ325の1から325の15まで、字広道482の2から482の18まで、485の1、485の2、486の1、486の2、487の1から487の10まで、488の1から488の14まで、489から491まで、492の1から492の16まで

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）